

財務省告示第二百九十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年三月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	の条項及びその	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行
利付国庫債券（十年）（第二百四十七回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	成振替法」という。の規定の適用を 受けるものとし、その振替	郵便貯金資金による引受け	額面金額で四千六百七十二億円	四千万円	五千万円	五千万円	五千万円	振替法の規定による振替口座簿	平成一五年三月二十日	平成一五年三月二十九日
											年〇・八パーセント	年〇・八パーセント
											と、次の算式により算出した	と、次の算式により算出した
											金額を支払うときは、	金額を支払うときは、
											が銀行休業日に支払うときは、	が銀行休業日に支払うときは、
											その翌営業日に支払うときは、	その翌営業日に支払うときは、

次号及び第十四号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日

十四 償還期限

て、その日以前六月間に属する

十五 償還金額

平成二十五年三月二十日

十六 元利支

日本銀行

平成十五年三月二十日

十七 払込期日